

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「コンプライアンスの徹底」のもと、「株主価値の拡大」という目的を各ステークホルダーと共有できる関係を構築するとともに、内部統制システムの整備、強化を推し進め、組織の活性化を通じたコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めることです。

また、企業情報につきましては、適時適切に行うことはもとより、積極的な開示を図り、株主の皆様が当社の経営内容をより的確にご判断いただけるよう努めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,489,000	13.78
S M C 株式会社	1,285,500	7.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	940,500	5.21
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	738,200	4.09
株式会社東京ウエルズ	633,000	3.50
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	592,680	3.28
大黒電線株式会社	458,294	2.54
株式会社安川電機	450,008	2.49
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	412,700	2.28
NITTOKU 共栄会	409,000	2.26

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は2021年3月31日現在の状況です。

2021年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ウエルントン・マネージメント・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド(Wellington Management Singapore Pte. Ltd.)及びその共同保有者であるウエルントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド(Wellington Management Japan Pte Ltd)が2021年4月15日現在で株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松尾 貢	他の会社の出身者											
宇佐見 昇	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾 貢	○	_____	当社と同様の形態であるグローバル展開を重視する上場設備メーカーで海外販売などを経験され、当社を取り巻く事業環境には精通しています。その後、長崎県庁に入庁し、行政側から企業への技術研究開発の支援、販路・取引拡大支援、ベンチャー企業創出などを行う財団法人長崎県産業振興財団の理事長を経験しており、民間の立場、公的な立場から法令も踏まえた客観性、独立性のある視点をもって経営の監視を遂行するのに適任です。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督強化に繋がるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

宇佐見 昇	当社は、宇佐見昇氏が顧問を務めていた株式会社安川電機と、同社製品の仕入及び当社製品の販売の取引があります。また宇佐見昇氏は、2004年6月から2016年6月まで、株式会社安川電機の取締役を務めておりました。	当社は、宇佐見昇氏を独立役員として届出しておりません。
-------	---	-----------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	2	0	1	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	2	0	1	社外取 締役

補足説明	更新
------	----

(指名委員会)
当社は、取締役、経営陣幹部の指名の決定における取締役会機能の独立性、客観性と説明責任の強化を図るため、取締役会の任意の諮問委員会として指名委員会を設置しております。その他1名の内訳は、社外監査役であります。

(報酬委員会)
当社は、取締役、経営陣幹部の報酬の決定における取締役会機能の独立性、客観性と説明責任の強化を図るため、取締役会の任意の諮問委員会として報酬委員会を設置しております。その他1名の内訳は、社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

各監査役は取締役から独立した立場において、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款等に適合しているか等の業務監査を行うとともに計算書類等の適正性を確保するために会計に関する監査を実施しています。

また、社外監査役を含め各監査役は、取締役会の他、リスク管理委員会、執行役員会に出席し必要に応じ提言を行っているほか、会計監査人より監査計画の報告を受け、監査報告の内容についての意見交換を行うとともに監査上の主要な検討事項についての協議を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池田 富至	税理士													
南木 みお	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 富至	○	――	国税局において税務署長を歴任し退任後も税理士として活躍するなど、長年にわたり税務行政に携わり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、独立性の視点をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断し、社外監査役に選任しています。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。
南木 みお	○	――	検察庁検事を歴任し退任後も弁護士として活躍するなど、司法分野において長年培った経験や識見を有しており、当社企業経営の健全性の維持や適正性の確保につながるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役報酬の一部を業績連動報酬(金銭報酬)としております。取締役報酬の決定方針については後述致します。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

取締役の報酬については、社内取締役、社外取締役ともに、総額を事業報告、有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2008年6月26日開催の当社第36期定時株主総会において当社の役員全員（取締役全員及び監査役全員）の報酬総額の限度額が決議されています。

（各役員の報酬額の決定プロセス）

社外取締役を委員長とする報酬委員会が、取締役会の諮問委員会として取締役報酬の構成・設計及び各取締役の個人別報酬額の設計・審議・分析・評価を実施するとともに、その内容を取締役に報告、助言します。

取締役会は、当該報告の内容を確認し、株主総会において決議された総額の限度額の範囲内で各取締役の報酬を決定します。

（取締役報酬）

固定報酬及び業績連動報酬（ともに金銭報酬）から成る報酬体系にしました。なお、社外取締役に対して業績連動報酬は支給しておりません。

（監査役報酬）

固定報酬（金銭報酬）により設定しました。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 **更新**

当社の社外取締役及び社外監査役は、平素より経営陣及び常勤監査役と積極的に意見交換を行い連携体制を構築しているほか、社外監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を行い、実施した監査の実施状況及び結果について報告を受け、また意見の交換及び情報の聴取等の連携を図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新**

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、経営の意思決定・監督機関である取締役会、取締役の職務の執行を監査する監査役会を基礎とし、当社の役員は、取締役5名（社外取締役2名を含む）、監査役3名（社外監査役2名を含む）で構成され、うち社外取締役1名及び社外監査役2名が独立役員となっております。

（取締役会）

取締役会は、毎月1回定例開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項や経営計画に関する事項をはじめ、組織、制度、人事、財務、事業、内部統制など重要事項について自由闊達に議論、検討し、審議・承認・決定するとともに、客観的な立場から、取締役をはじめとする経営陣幹部に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと認識し、業務執行役員の経営報告等による経営状況を監督しています。

また、取締役会は、適正に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営幹部の人事に公正に反映させるとともに、適時かつ適切な情報開示のための態勢、内部統制システム及びリスク管理体制の整備に努めています。

（監査役会）

監査役会は、原則として毎月一回以上開催し、監査の方針を決定し、監査役相互の情報共有と意思確認を行い、取締役の職務執行における監査状況の共有を図っております。また、会計監査人、内部監査室との連携を密に行い、内部統制の運用情報の把握を行っております。

（執行役員会）

執行役員会は、原則として毎月一回以上開催し、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、各執行部門の責任の明確化、意思決定の迅速化等、効率的な経営・執行体制の確立を図っています。

（ガバナンス委員会）

グループ全体におけるコーポレート・ガバナンスの状況を俯瞰し、取締役会の実効性に関する評価・分析を行うことを目的に、取締役会の任意の諮問委員会としてガバナンス委員会を設置しております。

（指名委員会）

取締役、経営陣幹部の指名の決定における取締役会機能の独立性、客観性と説明責任の強化を図るため、取締役会の任意の諮問委員会として指名委員会を設置しております。

（報酬委員会）

取締役、経営陣幹部の報酬の決定における取締役会機能の独立性、客観性と説明責任の強化を図るため、取締役会の任意の諮問委員会として報酬委員会を設置しております。

（リスク管理委員会）

執行役員からなるリスク管理委員会を設置し、各部門で収集されたリスク情報をすみやかに集約し、迅速かつ適切な対応がとれるよう努めております。

当社の会計監査の状況は以下の通りであります。

- a. 業務を執行した公認会計士の所属する監査法人名
有限責任監査法人トーマツ
- b. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	6名
会計士試験合格者	3名
その他	8名

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。その内容は、社外取締役及び監査役が、その任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合に、その責任の原因となった職務の執行について善意かつ重大な過失がないときに限り、法令に規定する最低責任限度額を限度として責任を負う、というものであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、経営の意思決定・監督機関である取締役会、取締役の職務の執行を監査する監査役会を基礎とし、当社の役員は、有価証券報告書提出日現在において取締役5名(社外取締役2名を含む)、監査役3名(社外監査役2名を含む)で構成され、うち社外取締役1名及び社外監査役2名が独立役員となっています。

また、業務執行機能の強化を目的に執行役員会を置くとともに、リスクマネジメントの強化のため執行役員からなるリスク管理委員会を設置しています。

さらに取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任の強化を目的に、任意のガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会を設置しています。従って、現体制において、経営の監督機能は十分に果たされており、当社の目指す効率性と健全性の高い経営体制が構築できているものと考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第47期定時株主総会の招集通知の発送日は6月5日でありました。 第48期定時株主総会の招集通知の発送は新型コロナウイルスの影響による事務日程の都合上、6月11日でありました。 第49期定時株主総会の招集通知の発送は新型コロナウイルスの影響による事務日程の都合上、6月10日となりました。
集中日を回避した株主総会の設定	第49期定時株主総会の開催は6月25日となりました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	https://nittoku.co.jp/ir/special/ 「情報開示の基準」、「情報開示の方法」、「沈黙期間」等を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://nittoku.co.jp/ir/ 「IRライブラリー」、「業績・財務情報」、「株式情報」等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
その他	基本方針「価値創造による顧客満足度の向上」と「組織能力強化による収益の向上」、「コンプライアンスの徹底」の3つを根底に顧客価値、株主価値をはじめ当社を取り巻く社会における様々な価値に対する貢献を常に念頭におき、「集中と拡大」を行動指針とした効率的な経営を推し進めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方

当社は、健全な会社経営を行うためには内部統制システムを整備することが必要不可欠であると認識し、職務の執行が法令及び定款に適合することはもとより、その執行が有効且つ効率的に行われ経営の品質が高まるよう、統制環境を整え、リスク評価、統制活動、情報伝達、モニタリングを通して株主利益の最大化の実現に寄与する体制の構築を図っております。

整備状況

当社及び当社グループの内部統制システムに関する整備状況は以下の通りであります。

イ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、NITTO K U株式会社行動憲章、役員規程及び取締役会規則に従い常に公正適切な運営を図ることとし、月1度及び必要に応じ随時開催される取締役会での審議を通じて他の取締役の職務執行に関する監督、監視を行うとともに、弁護士等外部専門家起用等により法令定款違反行為等を未然に防止するものとする。

取締役が他の取締役の法令定款違反行為等を発見した場合は直ちに監査役(会)及び取締役会に報告しその是正を図る。監査役は、監査役会規則及び監査基準に従い取締役の職務執行に対する監査を行うこととし、経営機能に対する監視強化を図る。

ロ 当社及び当社グループの従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員は、権限規程、職務分掌規程に従い相互牽制のもと職務の執行を行い、内部監査部門が内部監査規程に基づきその執行の監査を行うことにより、業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性の確保を図る。

また、リスク管理委員会においては、当社グループ内におけるコンプライアンス上の問題点についても絶えず留意し、スピーディーに対応できる体制を構築する。

ハ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切且つ確実に保存・管理することとし、取締役の職務の執行に関する重要な文書については最低10年間は閲覧可能な状態を維持する。

ニ 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理は、各業務部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行いリスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、定期的にその状況を取締役に報告する他、経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識評価しリスクへの適切な対応を図るものとする。なお、災害及び障害、品質及び輸出管理等に係る個々のリスクについては諸規程を整備し、それぞれに管理責任者を配置してこれにあたり、必要に応じて研修を行う。

不測の事態が発生した場合には、社長を長とする対策本部を設置し適切且つ迅速な対応を図るための統一的な管理体制を整え、損害を最小限にとどめることに努める。

ホ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全般的な目標を定め、執行役員はその目標達成のために担当する部門において必要な戦略や施策あるいはルールを定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし改善を促進することを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。また、職務遂行上の責任と権限は「職務権限規程」に定め、責任の明確化と意思決定の効率化と迅速化を図る。

ヘ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社とグループ会社の役員及び従業員は、NITTO K U株式会社行動憲章を遵守するとともに、各グループ会社の実情にあわせた諸規程を定めこれを遵守する。

当社におけるグループ会社の経営管理は、関係会社管理規程に従って行い、経営上重要な事項を決定する場合は、当社への事前協議等が行なわれる体制を構築する。また、必要に応じモニタリング及び当社内部監査部門による計画的な内部監査を実施し、法令違反その他のコンプライアンスに係る重要な事項が発見された場合は監査役(会)に報告する。

各グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査部門又はリスク管理委員会又は監査役(会)に報告を行う。内部監査部門又はリスク管理委員会が報告を受けた場合は、これを監査役(会)に報告する。監査役は改善策の策定を求めることができるものとする。

ト 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかる内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整える。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制を構築する。

チ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役補助者として、必要な専門知識を有する者を配置する。監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとし、その者の評価・処遇の決定は監査役会の同意を得ることとして取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、すみやかに監査費用の前払い又は償還の手續に応じるものとする。

リ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、取締役会のみならず執行役員会等の重要な会議に出席し、報告を受けるとともに、意見を述べる機会を確保する。同時に、監査の実効性を確保するため、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については、監査役会が都度報告を受ける体制を整備することとする。また、監査役は、代表取締役、執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、同時に関係部署の調査、重要文書の確認などにより、その権限が支障なく行使できる社内体制をグループ全体に確立する。一方、当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員は、業務執行に関して監査役へ報告すべき事項は、速やかに適切な報告を行う体制を構築する。また、当該報告を理由に不利益な扱いを行うことを禁止する旨を当社及び当社グループ会社の従業員に周知する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社及び当社グループ会社は、市民に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固として対峙するとともに、一切の関係を排除することを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を設置し、反社会的勢力に関する情報の一元管理を行い、警察や特殊暴力対策協議会等の外部の専門機関・団体等との連携に努めております。また、「NITTO K U株式会社行動憲章」、「コンプライアンスマニュアル」、「コンプライアンス規程」、「購買規程」、「与信管理規程」に、反社会的勢力排除に向けた基本方針とその取組みを定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 適時開示の開示方針

当社は、法令ならびに東京証券取引所の定めに従い、適時開示すべき情報を正確かつ迅速に公開しております。

重要事実が発生した場合には、所管部は関連役職員及び管理本部に対し内容の報告を行い、管理本部において詳細確認の上、情報取扱責任者である管理本部長に対し報告がなされるとともに、情報取扱責任者及び管理本部において、諸規則等に準じ、開示必要性、開示時期等についての協議を行っております。

情報取扱責任者は、内容に応じ、取締役会、代表取締役への報告を行い、発生後遅滞なく適時開示を行っております。

また決定事実、決算情報につきましても、取締役会承認後遅滞なく適時開示を行っております。

2. 情報の開示手段

適時開示情報の開示手段としてTDnet及び広く情報を公開する事を目的として当社ホームページで行うこととしております。

3. コーポレート・ガバナンス体制の模式図

